

# 鹿沼児童 6 人クレーン車死亡事故

人の命の重さとは、そんなにも軽いものなのですか？

あなたの愛するお子さんや、あなたの愛する人が、同様の危険運転行為により  
命を奪われたとき・・・、あなたは納得できますか？



# はじめに

## 事故は、時間、場所、人を選びません・・・

本日、お集まりのみなさん、今、生きているみなさんが、帰りに殺されてしまうかもしれませし、私達が殺されてしまうかもしれません・・・

みなさんの愛する家族が、明日、亡くなってしまうかもしれません・・・

あの日、事故とはそういう理不尽なものだという事を、私達は思い知らされました。

しかし、**法や制度を見直す**ことにより、あのような理不尽な事故は防げるはずです。そして、今後、救える命があるはずです。

本日、お集まりの皆様が、形ばかりの検討会という事でなく、

「本気になって悲惨な事故を無くすんだ」というお考えのもと、お集まりなのであれば、自分のお子さんや、愛する人に想いを馳せ、我々の訴えをお聞きいただければと思います。



# 請願事項(平成24年4月9日、大臣請願)

## 【請願事項】

刑法の条文改正（法務省） →署名数170,829名(4月7日現在)

- ・ **てんかん無申告の運転免許不正取得者による死傷事故に対し、危険運転致死傷罪が適用となるよう、刑法の条文改正を要望します。**

運転免許交付制度の改正（警察庁） →署名数167,398名(4月7日現在)

- ・ **てんかん自己申告の運転免許制度の問題に対し、確実に不正取得が出来ない運転免許交付制度の構築を要望します。**

鹿沼児童6人クレーン車死亡事故遺族の会

## 逃げなかった・・・

私たちの請願及び署名簿の提出を受け、法務大臣、国家公安委員長は逃げませんでした・・・

「17万の署名を重く受け止め、真正面から取り組む」の発言・・・

本当に感謝します。

## だけど遅かった・・・

署名提出の3日後、平成24年4月12日、京都府祇園で、**てんかん無申告**の運転手による危険運転行為により、7名もの尊い命が奪われ、さらに、運転手本人も命を落としてしまいました。

もし、私たちの事故の後、即座に対応をしていたのなら・・・

**防げた事故であり、救えた命です・・・** 残念でなりません。

## そして・・・

昨年、クレーン車事故後に警察庁が行った対策、「相談窓口の設置」や「ポスターの掲示」、「申告の工夫」、「居眠り運転を主張する者に対する捜査の徹底」、「関係団体への協力依頼」では、事故を減らすことはできても、防ぐことができないということが証明されてしまいました。

**事故の本質に目を向けて下さい！！**

# 柴田受刑者の事故歴から見る

## 自己申告の運転免許制度の限界・・・(その1)

- ・ H5.12 **てんかんと診断**【小学生】
- ・ H13.7 **原付免許取得**【高校生】
- ・ H13.8 事故 原付車で走行中、カーブを曲がりきれず、水田内に転倒
- ・ H14.2 事故 原付車で走行中、凍結路面上で制御不能となり、水路内に転倒
- ・ H15.7 **普通車免許取得**
- ・ H15.8 事故 普通車で走行中**てんかん発作を起こし**、電柱に衝突
- ・ H15頃 事故 普通車で走行中、カーブを曲がりきれず、畑内に転落
- ・ H16.6 事故 原付車で走行中**てんかん発作を起こし**、縁石に衝突
- ・ H19.2 (株)Sクレーン就職
- ・ H19.3 **運転免許更新**
- ・ H19.3 事故 中型貨物車で走行中、ハンドル操作を誤り、電柱に接触
- ・ H19.4 事故 普通車で走行中、居眠り運転により、道路標識に衝突
- ・ H19.6 **大型特殊免許取得**
- ・ H19.7 事故 普通車で走行中、**てんかん発作を起こし**、ガードレールに衝突
- ・ H19.8 事故 大型特殊車で走行中、ハンドル操作を誤り、水田内に転落
- ・ H20.1~3 少なくとも3回 **てんかん発作**
- ・ H20.4 事故 普通車で走行中、**てんかん発作を起こし**、歩行者(当時10歳)に衝突させ、加療約98日間の骨折の傷害を負わせる

- ・ H20.5 (有)N就職
- ・ H20.11 【事故 の判決】 禁固1年4月執行猶予4年
- ・ H20.12 てんかん発作 (その他、(有)N勤務期間において、朝礼中、2回、意識を失う)
- ・ H21.2 事故 普通車で走行中、てんかん発作を起こし、歩行者に接触させた上、建物に衝突
- ・ H21.3 てんかん発作
- ・ H21.4 移動式クレーン免許取得
- ・ H21.8 (株)小太刀重機就職
- ・ H21.9 作業中、意識を失う
- ・ H22.3 運転免許更新
- ・ H22.7 事故 普通車で道路上で転回中、後続車両に接触
- ・ H23.3 作業中、意識を失う
- ・ H23.4.18 移動式クレーン車を走行中、てんかん発作を起こし、歩道に突っ込み、  
児童6人を死亡させた。
- ・ H23.9.28 ~ H23.12.19 刑事裁判 懲役7年

小学生の時にてんかんと診断され、何度も何度も事故を起こし、再三にわたり医師に忠告を受けていながら、それでも、原付免許、普通免許、普通免許更新ができ、大型特殊まで取得できてしまう自己申告の免許制度。ましてや、裁判の執行猶予期間中でも、簡単に移動式クレーン車の免許まで取得できてしまう

~~自己申告の免許制度 . . . .~~

# 自己申告者数の現状から見る

## 自己申告の運転免許制度の限界・・・(その2)

平成24年5月16日(水)「民主党法務・内閣・厚生労働合同部門会議」での鹿沼遺族の会質問に対する警察庁回答 → 申告者数抜粋(2,430人)。

鹿沼遺族) てんかん患者は、100人に1人ぐらいいると聞いております。

ということは、全国には、100万人ないしは120万人の患者さんがいるという事が想定されます。そのうち、仮に、3分の1が大人であると仮定すれば、 $120 / 3 = 40$ 万人が大人で、大人であれば運転していることが想定できますが、**今現在、何人のてんかん患者さんが、運転免許の更新、申請の際、申告しているのでしょうか？**

警察庁) てんかん学会さんに協力する形で、昨年、平成23年5月から平成24年2月まで調査しましたが、**申告者数は 2,430人**でした。

鹿沼遺族) もう一度お聞きしますが、それは、全国の数字なのでしょうか。

警察庁) 全国です。

# 自己申告率の推定から見る

## 自己申告の運転免許制度の限界・・・(その3)

ゴールド免許は5年更新です。

てんかん患者さんの病状申告者総数を把握するため、警察庁さんが調査した平成23年5月から平成24年2月の申告者数に、最長の5年をかけてみると  
 $2,430人 \times 5年 = 12,150人$  が全国の総数と仮定できます。

てんかん患者さんは100万人ないしは120万人と聞いております。

仮に、3分の1が大人であった場合、

$120万人 / 3 = 40万人$  が大人で、運転していることが想定されます。

結論として、あくまで仮定ですが、

$$12,150人 / 400,000人 = 0.03 \quad \underline{\underline{(3\%)}}$$

3パーセントしか申告していないのか・・・

という事になってしまうのではないのでしょうか？



# 自己申告率の推定結果から見る

## 自己申告の運転免許制度の限界・・・(その4)

「7～8割の方は、薬で発作を押さえられる。」



「私たちもそう思っています。」

「しかし、それならば何故、申告率が7から8割にならないのでしょうか。」

「何故、こんなにも低い申告率(仮定)なののでしょうか」

「もはや、自己申告制度の問題を露呈しているのではではないでしょうか」

「私達は、てんかん患者の方が、運転してはいけないとは思っていません。運転ができないようにするつもりもありません。ルールを守り、**きちんと申告して**運転して欲しいと思っています。」

「自己申告は、もはや限界です。一日も早く、不正取得ができない免許制度を構築し、不正取得者による事故を無くすことこそが、まじめにてんかんと向き合って、一生懸命生きていらっしゃる患者さんへの偏見をなくすことにつながっていくのではないのでしょうか。」

# 京都祇園事故の医師の記者会見から見る 自己申告の運転免許制度の限界・・・(その5)

「私は運転しないように言いました・・・」



あの医師は、結果として、加害者の命も、被害者の命も救っていません。  
命を救う事を生業としている医師が、本当にとるべき行動とは何だった  
のでしょうか・・・

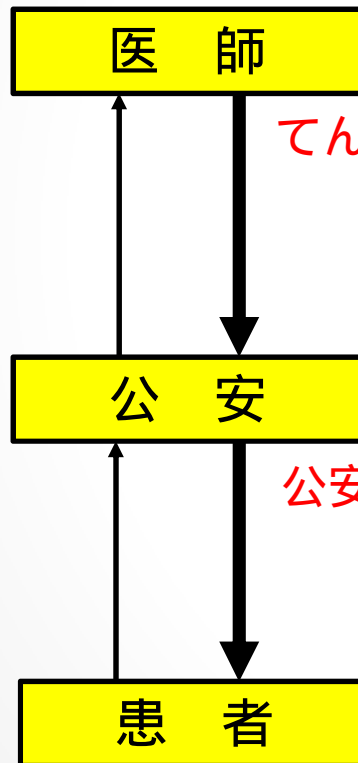
「私は言いました・・・」

記者会見で必死に訴えるあの医師の姿は、  
我々の目には、ただただ空しく見えました・・・

# 【遺族の提案】

自己申告は、もはや限界です。医師の通告制度を提案します。

(平成24年4月21日 TBS報道特集より、 通告制度については、アメリカ カリフォルニア州で事例あり)



てんかんの疑い、てんかん患者の**全てを報告。**

- ・ 医師本来の生業、患者の命を救う事につながる。
- ・ 京都祇園の医師のように「私は言いました」の記者会見はならない。  
結果として、患者の命も被害者の命も救える。
- ・ 事故を未然に防げる（防ぎえる人の使命）

公安当局が、**運転免許取り消し、一時停止等の判断。**

- ・ 公安当局が確実に無申告者を把握することができる。
- ・ 事故で「居眠り」と供述する者への医師への確認捜査が可能。
- ・ 無申告者をリアルタイムに把握でき、患者に対し、病状申告の問い合わせが可能。
- ・ 無申告者を把握することにより、診断書の提出や臨時適正検査等の受診依頼が可能。

# 最後に・・・

あの日、私たちは、痛みや苦しみにもたえる子供たちを助けてあげることが出来ませんでした・・・

子供たちは、亡くなる前の日は、野球やサッカーをやり、元気に動いていました・・・元気でした・・・ 笑っていました・・・

当日の朝も元気に学校へ行ったのに、ただ歩道を歩いていただけなのに・・・

ルールを守っていた子供たちが、ルールを守らない大人によって殺されてしまいました。

もう二度とこのような悲劇を繰り返さないために・・・

今度こそ皆さんが、自分の家族に想いを馳せ、**小手先だけの対応で逃げず、法改正並びに制度の改正を早期に実現されることを**、切に願っています。

鹿沼児童6人クレーン車死亡事故遺族の会